

「全国町・字ファイル」提供サービス利用約款

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 サービスの利用申込方法、利用料金等（第5条―第6条）

第3章 サービスの提供及び保守（第7条―第10条）

第4章 サービスの納品、請求及び支払期限等（第11条―第17条）

第5章 機構の義務、利用団体の義務等（第18条―第36条）

第6章 雑則（第37条―第38条）

附則

付録(様式1～様式7)

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、全国の町・字・丁目までの最新の地名に、過去に廃止された地名等の履歴を含めた地名を収録したファイル（以下「全国町・字ファイル」という。）を地方公共団体のほか、理事長が認めた団体等（以下「地方公共団体等」という。）に提供することとする「全国町・字ファイル提供サービス」（以下「サービス」という。）を提供する。

2 この約款は、地方公共団体等のサービスの利用に関し適用する。

（用語の定義）

第2条 この約款において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に規定するとおりとする。

（1）利用申込

第5条第1項に基づき地方公共団体等がサービスの利用を申し込むことをいう。

（2）変更申込

第10条第2項に基づき地方公共団体等がサービスの変更を申し込むことをいう。

（3）提供中止申込

第10条第3項又は第4項に基づき地方公共団体等がサービスの提供中止を申し込むことをいう。

（4）利用団体

利用申込を行い、機構がサービスの利用を認めた地方公共団体等をいう。

（5）利用団体管理者

利用団体の代表者又はその委任を受けた者をいう。

（6）当初マスター

サービス契約後の初回に機構が利用団体に対して提供する最新ファイルをいう。

（7）保守

当初マスターの異動内容を毎月更新して最新の状態を維持し、管理することをいう。

（8）個人情報

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する
個人情報をいう。

（約款の変更）

第 3 条 機構は、この約款を変更することができる。

2 約款が変更された後のサービスに係る条件は、変更後の約款によるものとする。

3 機構は、この約款を変更するときは、その内容を利用団体に通知するとともに、ホームページに掲載し公表するものとする。

（約款の構成）

第 4 条 機構が利用団体に通知するサービスの説明、案内、利用上の注意等は、この約款の一部を構成するものとする。

第 2 章 サービスの利用申込方法、利用料金等

（サービスの提供申込）

第 5 条 この約款に同意してサービスの利用を希望する団体（以下「利用希望団体」という。）は、様式 1 のサービス利用申込書（以下「利用申込書」という。）により、機構にサービスの利用を申し込むものとする。

2 利用希望団体は年度の途中であっても利用申込書を提出することができるものとし、サービスの提供開始を希望する月の前月末日（当日が機構の休日の場合は、その前営業日）までに当該申込書を提出しなければならないものとする。

3 機構は、様式 4 の利用通知書（以下「利用通知書」という。）をもって利用申込を受理するものとする。

（契約金額及びその内訳）

第 6 条 サービスの各提供単価は、機構ホームページの「全国町・字ファイル」提供料金表に掲載するものとし、本約款に基づく契約金額（以下「本契約金額」という。）は、利用通知書のとおりとする。

2 前項の定める本契約金額は、次の各号に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、その納品月別の内訳は、利用通知書のとおりとする。

（1）当初マスターの提供に係る費用（以下「当初マスター代」という。）

（2）当初マスターの保守に係る費用（以下「保守料」という。）

（3）第 9 条の定めによるメンテナンス・データの作成及び提供に係る費用（以下「処理費」という。）

第 3 章 サービスの提供及び保守

（サービスの提供期間）

第 7 条 機構は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 期間とし、単年度ごとの契約によりサービスを提供するものとする。

2 第 5 条第 2 項に基づき年度の途中からサービスの提供を開始する場合には、提供開始月から提供開始月の属する年度末の 3 月 31 日までを 1 期間とし、以後は、毎年 4 月 1 日

から翌年3月31日までを1期間とする。

- 3 サービスは、利用団体より提供中止申込がない限り、前二項に定める期間の満了後も自動的に1期間更新されるものとする。

(提供及び保守)

第8条 機構は、利用通知書に基づき、当初マスターを利用団体に提供するものとする。ただし、本約款に基づく契約（以下「本契約」という。）によらない場合も含め、利用団体が既に当初マスターの提供を受けており、以降保守期間が継続している場合は、この限りではない。

- 2 保守は、利用団体への当初マスターの提供時から起算して行うものとする。

(メンテナンス・データの作成及び提供)

第9条 機構は、次条第1項に定める仕様に基づきメンテナンス・データを作成し、利用団体に提供するものとする。

(メンテナンス・データの仕様及びその変更並びに提供中止)

第10条 機構が利用団体に提供するメンテナンス・データの仕様は、利用通知書のとおりとする。

- 2 利用団体は、前項の仕様の全部又は一部の変更を希望する場合には、変更後のメンテナンス・データの提供を希望する月の前月の末日までに様式2の提供仕様変更申込書を機構に提出し、機構は、様式5の変更通知書をもって変更申込を受理するものとする。

- 3 利用団体は、メンテナンス・データの提供の中止を希望する場合には、メンテナンス・データの提供の中止を希望する月の前月の末日までに様式3の提供中止申込書（以下「提供中止申込書」という。）を機構に提出し、機構は、様式6の提供中止通知書をもって提供中止申込を受理するものとする。

- 4 前項の定めにかかわらず、利用団体は、やむを得ない事情がある場合には、メンテナンス・データの提供の中止を希望する月の末日までに、提供中止申込書を機構に提出することができる。

- 5 利用団体は、所属部署、利用団体管理者に変更があった場合には、様式7の提供団体情報変更届を速やかに機構に提出するものとする。

第4章 サービスの納品、請求及び支払期限等

(納品日及び納品方法)

第11条 機構は当初マスター又は第9条の定めによるメンテナンス・データを利用通知書に定める納品月の末日までに、利用通知書に定める提供方法によって納品するものとする。

(納品書の送付)

第12条 機構は、前条の定めにより、当初マスター又はメンテナンス・データを納品する場合には、利用団体に納品書を送付するものとする。

(納入期日の延長等)

第13条 機構は、納入期日以内に本件業務を遂行することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を利用団体に報告するものとする。

2 機構は、前項の事由が天災その他不可抗力による特別の事情による場合は、利用団体に納入期日の延長を求めることができる。

3 利用団体は、前項の定めによる納入期日の延長の求めがあった場合において、その事由が前項の事由のうち機構の責に帰することができないものであると認める場合は、納入期日の延長を認めるものとする。

(納入遅延の違約金)

第 14 条 機構は、前条第 3 項の定めにより納入期日の延長が認められた場合を除き、納入期日までに納品物を納入しない場合は、納入期日の翌日から納入をする日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率で計算した遅延違約金を利用団体に支払わなければならない。ただし、計算した金額に 100 円未満の端数がある場合、又は 100 円未満である場合は、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(納品物の検査等)

第 15 条 利用団体は、第 12 条の定めにより、機構から納品書が送付された場合には、その日から起算して 10 日以内に納品物の検査を行うものとし、10 日以内に不合格の通知がない場合には、納品書の納品日をもって、履行を完了したものとする。

2 前項の検査に必要な経費は、全て利用団体の負担とする。

3 利用団体は、第 1 項の定めによる納品物の検査の結果、機構の処理上の契約不適合を認めた場合には、その不適合が利用団体の指示によって生じた場合を除き、機構に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補等による履行の追完を請求することができる。

4 機構は、前項の定めによる契約不適合の修補等により履行の追完を行った場合には、直ちに納品するとともに納品書を再送付し、第 1 項の定めによる利用団体の検査を受けるものとする。

5 第 3 項及び第 4 項の定めによる契約不適合の修補等による履行の追完に必要な経費は、全て機構の負担とする。ただし、機構の責に帰することができない場合には、その負担につき、利用団体及び機構で協議して決定する。

6 利用団体が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、利用団体は、第 3 項に規定する契約不適合に係る修補等による履行の追完に代えて、機構に対し、その不適合の程度に応じて約款申込金額の減額を請求することができる。

(完了届及び請求書の送付並びに代金の支払)

第 16 条 機構は、第 7 条に定める提供満了日の翌月の末日までに完了届並びに当初マスター代、保守料及び処理費に係る請求書を利用団体に送付するものとする。

2 利用団体は、前項の定めにより、機構から完了届及び請求書が送付された場合には、業務の完了及び請求書の検査を行い、正当と認めた場合には当該完了届及び請求書を受理し、その日から起算して 30 日以内に機構に代金を支払うものとする。

(支払遅延の違約金)

第 17 条 利用団体は、利用団体の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の定めによる代金の支払が遅れた場合には、未払金額につき遅延日数に応じ、支払うべき金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によ

り財務大臣が定める率で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、計算した金額に 100 円未満の端数がある場合、又は 100 円未満である場合には、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

第 5 章 機構の義務、利用団体の義務等

(データの保証)

第 18 条 利用団体は、機構から提供を受けたデータの内容について疑義が生じた場合には、その内容について機構に対して書面で通知するものとする。

2 機構は、前項の定めにより、書面での通知があった場合には、調査及び確認を行い、必要の措置を講ずるものとする。

(複製及び漢字変換の禁止)

第 19 条 利用団体は、機構から提供を受けたデータの使用に当たっては、機構の承認がある場合を除くほか、第三者への譲渡又は貸与の目的をもって、その情報の全部又は一部の複製をしてはならない。また、提供を受けた漢字コードから他の漢字コードへの変換をしてはならない。

(推進体制)

第 20 条 機構は、利用申込受理後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、本件業務に関する業務処理責任者並びに連絡及び確認を行うための主任担当者を、利用団体に通知するものとする。

2 本件業務に従事する機構の担当者（以下「業務担当者」という。）の選定については、機構が行うものとする。

3 機構は、労働法規その他関連法令に基づき業務担当者に対する雇用主としての義務を負うものとし、業務担当者に対する本件業務の遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する指揮命令を行う。

(権利義務譲渡の禁止)

第 21 条 機構は、利用申込により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、利用団体の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第 22 条 利用団体は、サービスの利用に関して、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 約款等に違反して第三者にサービスを利用させる行為
- (2) 第三者になりすましてサービスを利用する行為
- (3) サービスの内容やサービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (4) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (5) 機構又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
- (6) 機構の承諾を得ることなく、サービスに関する資料やマニュアル等の一切のものを第三者に提供する行為

(7) 前各号のほか、機構がサービスの利用に関して不適当と判断した行為

2 利用団体は、自己又は他の利用団体が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行おうとしていることを知った場合には、速やかに機構に通知するものとする。

(サービスの停止又は制限)

第 23 条 機構は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、サービスの全部又は一部を停止し、又は制限することができるものとする。

(1) サービスの提供用設備等の定期点検、保守、改修等を行うとき

(2) サービスの提供用設備等の運用上又は技術上の理由でやむを得ないとき

(3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者が通信回線の業務を停止したとき

(4) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行を含む天災地変、その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）が発生し、又は発生するおそれがあることによりサービスの提供が不可能になったとき

(5) サービス利用用設備等に障害があることを知ったとき又は障害が発生したとき

(6) 前各号に掲げるほか機構又は利用団体の業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき

2 機構は、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する事由が生じた場合には、その事由の発生前に、前項第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当する事由が生じた場合には、その事由の発生後速やかに、利用団体にサービスを停止又は制限する日、その期間及び停止又は制限する理由を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

(再委託の禁止)

第 24 条 機構は、利用申込により生ずる業務を第三者に再委託してはならない。ただし、利用団体の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(反社会的勢力の排除)

第 25 条 機構は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 役員又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員である。

(2) 役員又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

(3) 役員又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与したと認められる。

(4) 役員又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしたと認められる。

(5) 役員又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

(6) 第 24 条により第三者に委託しようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、当該第三者が前各号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該第三者と契約を締結したと認められる。

2 機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて利用団体の信用をき損し、又は利用団体の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 機構は、自ら又は第24条により利用団体の承諾を得た第三者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は当該第三者をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を利用団体に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（個人情報保護）

第26条 機構は、本件業務を遂行するため個人情報を取り扱うに当たっては、申込書における「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（利用団体の契約解除権）

第27条 利用団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、機構は利用団体に対し、損害の賠償を請求することができない。

- (1) 機構の責に帰すべき事由により、機構が本契約又は本契約に基づく利用団体の指示に違反したとき。
- (2) 機構の責に帰すべき事由により、本件業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
- (3) 機構が本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 機構に支払の停止があったとき、又は機構が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (5) 機構が銀行取引を停止されたとき。
- (6) 機構が電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 機構が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 機構の債務不履行が催告後一定期間を過ぎても是正されないとき。
- (9) 機構が第25条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (10) 機構が自ら又は第三者を利用して第25条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

2 機構は、前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が生じることが予見される場合、また前項第4号から第10号までのいずれかに該当する事由が生じた場合には、その事由の発生後速やかに、利用団体にサービスを停止する日、その期間及び停止理由を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

（機構の契約解除権）

第 28 条 利用団体の責に帰すべき事由により、利用団体が本契約に違反し、その結果、本件業務の全部の遂行が不可能又は著しく困難になった場合には、機構は、本契約を解除することができる。

2 前項の定めにより、本契約を解除する場合には、機構は、利用団体に対して、それによって被る損害について、契約金額を限度として損害賠償を請求することができる。

(協議契約解除)

第 29 条 利用団体は、必要があると認める場合は、機構と協議の上、本契約を解除することができる。

2 利用団体は、本契約を解除する場合において、機構に損害を及ぼした場合は、その損害について、契約金額を限度とし、賠償しなければならない。

(損害の請求)

第 30 条 機構は、本契約の履行に際し、故意若しくは重大なる過失又は本約款の定めに違反したことにより、利用団体又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

2 前項の規定は、機構の責に帰さない事由により生じたものについては、この限りでない。

3 機構は、本約款に定める義務を履行しないことにより、利用団体に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(特約)

第 31 条 機構は、本契約の履行に関し特に必要のある場合、本約款に特約条項を追加することができる。

(信義誠実等の義務)

第 32 条 機構及び利用団体は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 機構及び利用団体は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

(著作権その他の知的財産権の帰属等)

第 33 条 利用団体は、利用申込に基づいて、機構がサービスの利用を認めたものであって、サービスに係る知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

(専属的合意管轄)

第 34 条 本契約に関し訴訟が生じた場合には、利用団体の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の効力の遡及)

第 35 条 利用通知書の発行日が、当該通知書に記載された利用開始日より後の日付となった場合であっても、本契約の効力は利用開始日に遡って生じるものとする。

(損害賠償)

第 36 条 機構又は利用団体は、本契約の履行に関し相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額は機構及び利用団体で協議して定めるものとする。

第 6 章 雑則

(利用団体への通知)

第 37 条 機構は、サービスの利用に関して必要な事項は、原則として利用団体管理者に通知するものとする。

2 機構は、本約款による利用団体への通知は、書面、電子メール、その他機構が適当と判断した方法により行うものとする。

3 第 1 項の通知は、前項の方法により機構が通知を発出したときから効力を生じるものとする。

(協議)

第 38 条 本約款に定めのない事項及び本約款に疑義が生じた場合には、機構及び利用団体で協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

第 1 条 この約款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 8 年 10 月 1 日改正)

(施行期日)

第 1 条 この約款は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

付録

様式 1～様式 7 参照

サービス利用申込（単独利用）留意事項

令和 7 年 4 月 1 日 現在
地方公共団体情報システム機構

1 「全国町・字ファイル」の提供先について

「全国町・字ファイル」は、原則として一般利用団体（注1）に提供します。民間企業には提供しません。

注1：「一般利用団体」とは、「地方公共団体情報システム機構サービス利用約款（地方公共団体等）」（令和2年3月25日）に基づき、当機構と一般利用契約を締結して、一般事業負担金を負担している地方公共団体等をいいます。一般利用団体申込方法は、当機構ホームページ掲載のサービス利用案内を参照願います。

2 提供申込期日について

『サービス利用申込書（単独利用 約款用）』（以下「申込書」といいます。）は、提供開始を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日（注2）の場合はその前営業日）までに当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。

注2：「当機構の休日」は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び特に当機構の理事長が指定する日です。

3 提供時期及び提供方法について

「全国町・字ファイル」は、提供月の下旬にL GWAN経由でダウンロードにより提供します。随時の提供はしません。

4 料金項目について

(1)当初マスター代

当初マスター代は新規申込の初回提供時に1回発生する料金です。当初マスター提供月の翌月以降も契約を継続する場合は、当初マスター代は発生しません。

(2)保守料

保守料は地名を毎月調査して地名の情報を常に最新の状態に保つ料金で、ファイルの提供回数に関わらず、契約期間中毎月発生します。原則は年額とし、新規申込み及び年度途中で契約を終了する年度については、年額を12で割った額に、契約期間の月数を乗じて得た額です。

なお、当初マスター代が発生する月は、保守料は発生しません。

(3)処理費

処理費は「全国町・字ファイル」の作成処理に係る料金で、提供を受けた月のみに発生し、複数の漢字コードを利用する場合には、利用する漢字コードの数に応じた処理費が必要になります。なお、当初マスター代が発生する月は、処理費は発生しません。

5 請求及び支払方法について

当初マスター代、保守料及び処理費は年度末に一括して請求します。

6 契約手続きについて

契約を希望する場合には、申込書を提出してください。当機構にて申込書を受理いたしましたら、『利用通知書（単独利用 約款用）』（以下「通知書」といいます。）を送付しますので、内容をご確認ください。

通知書、見積書、請求書及び納品書は、当機構所定の様式を使用させていただきますので、ご了承ください。

【送付先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター
情報処理部 企画管理担当
TEL：03-5214-8008
mail:machi@j-lis.go.jp

地方公共団体コード					
J-LIS 記入欄					

サービス利用申込書 (単独利用 約款用)

申込年月日： 年 月 日

団 体 名：

『「全国町・字ファイル」提供サービス利用約款』及び『サービス利用申込書 (単独利用 約款用)』に係る個人情報の取扱いについて』に同意した上で、下記のとおり「全国町・字ファイル」(単独利用)の提供を申し込みます。

記

1 提供内容

- 当初マスター及び保守契約 (当初マスター提供開始年月： 年 月下旬)
 (※保守料は、当初マスターの提供月の翌月から発生します。)
- 当初マスターのみ (年 月下旬提供分のみ)

2 ファイルの仕様

- (1) 提供ファイル (※当初マスターのみ提供希望の場合は、記入不要です。)
- 最新ファイル (最新の全ての地名を収録したファイル)
 (○毎月 ○特定月 (月のみ))
- 更新ファイル (前月から変更のあった地名のみを収録したファイル)
 (※更新ファイルは、その性質上、毎月の提供になります。)
- (2) 提供漢字コード
- ホスト系 (○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM)
- サーバ系 (○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16)
 (○CSV 形式 ○TXT 形式) ←サーバ系を選択した場合は CSV か TXT のどちらかを選択

3 納入先 (連絡先)

所在地：〒 —

契約時の委託者情報：(団体名)
 (役職名)
 (契約者名)

部署名： _____

担当者氏名 (ふりがな)： _____

TEL： _____

E-Mail： _____

(機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。)

4 その他特記事項

J-LIS 記入欄

更新	確認

サービス利用申込書（単独利用 約款用）に係る個人情報の取扱いについて

地方公共団体情報システム機構では、サービス利用申込書（単独利用 約款用）に係る個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項に基づき、個人情報を取り扱います。

1 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「全国町・字ファイル」の提供サービスに係る連絡のみに利用し、その他の目的では利用いたしません。

2 個人情報の第三者提供

お預かりした個人情報は、ご本人が事前にご承諾・同意された場合又は法令等による場合を除いて、第三者に提供することはありません。

3 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ先

ご本人からの求めにより、当機構が保有する開示対象個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去）に応じます。

個人情報の開示等をご希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、開示等を行う場合は、ご本人であることが確認できる書類の写し（個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート等）の提供をお願いする場合があります。

4 個人情報の管理

お預かりした個人情報は、適切な管理を行うとともに、漏えい、滅失及びき損の危険に対して、適切かつ合理的な安全対策を講じるものとします。

5 本件に関する責任者

地方公共団体情報システム機構 情報処理部 部門リスク管理責任者

6 本件に対する問い合わせ先

情報処理部 電話番号:03-5214-8008／FAX 番号:03-5214-8057

E-Mail : machi@j-lis.go.jp

地方公共団体コード					
J-LIS 記入欄					

サービス利用申込書（単独利用 約款切替用）

申込年月日： 年 月 日
団 体 名：

『「全国町・字ファイル」提供サービス利用約款』及び『サービス利用申込書（単独利用 約款切替用）に係る個人情報の取扱いについて』に同意した上で、下記のとおり「全国町・字ファイル」（単独利用）の提供について、約款での契約に切り替えます。

記

- 1 提供内容
別記1「仕様書」及び別記2「契約金額の納品月別内訳」に記載のとおり。
- 2 納入先（連絡先）
所在地：〒 —
契約時の委託者情報：(団体名)
(役職名)
(契約者名)

部署名：
担当者氏名（ふりがな）：
TEL：
E-Mail：
(機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。)

3 その他特記事項

J-LIS 記入欄	
更新	確認

サービス利用申込書（単独利用 約款切替用）に係る個人情報の取扱いについて

地方公共団体情報システム機構では、サービス利用申込書（単独利用 約款切替用）に係る個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項に基づき、個人情報を取り扱います。

1 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「全国町・字ファイル」の提供サービスに係る連絡のみに利用し、その他の目的では利用いたしません。

2 個人情報の第三者提供

お預かりした個人情報は、ご本人が事前にご承諾・同意された場合又は法令等による場合を除いて、第三者に提供することはありません。

3 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ先

ご本人からの求めにより、当機構が保有する開示対象個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去）に応じます。

個人情報の開示等をご希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、開示等を行う場合は、ご本人であることが確認できる書類の写し（個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート等）の提供をお願いする場合があります。

4 個人情報の管理

お預かりした個人情報は、適切な管理を行うとともに、漏えい、滅失及びき損の危険に対して、適切かつ合理的な安全対策を講じるものとします。

5 本件に関する責任者

地方公共団体情報システム機構 情報処理部 部門リスク管理責任者

6 本件に対する問い合わせ先

情報処理部 電話番号:03-5214-8008／FAX 番号:03-5214-8057

E-Mail : machi@j-lis.go.jp

別記 1

仕 様 書

提供ファイル [] ()
提供漢字コード [] 提供方法 []

(備考:)

別記2

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納品月		当初 マスター代	保守料	処理費	小計	消費税及び 地方消費税 相当額	合計
4月分	○						
5月分	○						
6月分	○						
7月分	○						
8月分	○						
9月分	○						
10月分	○						
11月分	○						
12月分	○						
1月分	○						
2月分	○						
3月分	○						
合計							

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

サービス利用申込（共同利用）留意事項

令和 7 年 4 月 1 日 現在
地方公共団体情報システム機構

1 「全国町・字ファイル」の提供先について

「全国町・字ファイル」は、原則として一般利用団体(注1)に提供します。共同利用（複数の団体が共同で運用する一つのシステムにおいて、複数の団体で「全国町・字ファイル」を利用する）の場合、利用する全ての団体が一般利用団体であることが必須です。なお、民間企業には提供しません。

注1：「一般利用団体」とは、「地方公共団体情報システム機構サービス利用約款（地方公共団体等）」（令和2年3月25日）に基づき、当機構と一般利用契約を締結して、一般事業負担金を負担している地方公共団体等をいいます。一般利用団体申込方法は当機構ホームページ掲載のサービス利用案内を参照願います。

2 提供申込期日について

『サービス利用申込書（共同利用 約款用）』（以下「申込書」といいます。）は、提供開始を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日（注2）の場合はその前営業日）までに当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。

注2：「当機構の休日」は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び特に当機構の理事長が指定する日です。

3 提供時期及び提供方法について

「全国町・字ファイル」は、提供月の下旬にL G W A N経由でダウンロードにより提供します。随時の提供はしません。

4 料金項目について

(1)当初マスター代

当初マスター代は新規申込の初回提供時に1回発生する料金です。当初マスター提供月の翌月以降も契約を継続する場合は、当初マスター代は発生しません。

(2)保守料

保守料は地名を毎月調査して地名の情報を常に最新の状態に保つ料金で、ファイルの提供回数に関わらず、契約期間中毎月発生します。原則は年額とし、新規申込み及び年度途中で契約を終了する年度については、年額を12で割った額に、契約期間の月数を乗じて得た額です。

なお、当初マスター代が発生する月は、保守料は発生しません。

(3)処理費

共同利用の場合は、漢字コード等が一種類の場合は、提供回数に関係なく処理費はかかりません。漢字コードを追加する場合のみ漢字コードの数及び提供回数に応じて処理費が必要です。なお、当初マスター代が発生する月は、処理費は発生しません。

5 請求及び支払方法について

当初マスター代、保守料及び処理費を年度末に一括して請求します。

6 契約手続きについて

契約を希望する場合には、申込書を提出してください。当機構にて申込書を受理いたしましたら、『利用通知書（共同利用 約款用）』（以下「通知書」といいます。）を送付しますので、内容をご確認ください。

通知書、見積書、請求書及び納品書は、当機構所定の様式を使用させていただきますので、ご了承ください。

【送付先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター
情報処理部 企画管理担当
TEL：03-5214-8008
mail:machi@j-lis.go.jp

地方公共団体コード					
J-LIS 記入欄					

サービス利用申込書（共同利用 約款用）

申込年月日： 年 月 日

団 体 名：

『「全国町・字ファイル」提供サービス利用約款』及び『サービス利用申込書（共同利用 約款用）に係る個人情報の取扱いについて』に同意した上で、下記のとおり「全国町・字ファイル」（共同利用）の提供を申し込みます。

記

1 提供内容

- 当初マスター及び保守契約（当初マスター提供開始年月： 年 月下旬）
（※保守料は、当初マスターの提供月の翌月から発生します。）

2 ファイルの仕様

(1) 提供ファイル

- 最新ファイル（最新の全ての地名を収録したファイル）
（○毎月 ○特定月（ 月のみ））
○更新ファイル（前月から変更のあった地名のみを収録したファイル）
（※更新ファイルは、その性質上、毎月の提供になります。）

(2) 提供漢字コード

- ホスト系 （○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM）
○サーバ系 （○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16）
（○CSV 形式 ○TXT 形式） ←サーバ系を選択した場合は CSV か TXT のどちらかを選択

3 納入先（連絡先）

所在地：〒 —
契約時の委託者情報：(団体名)
(役職名)
(契約者名)

部署名： —

担当者氏名（ふりがな）： —

TEL： —

E-Mail： —

（機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。）

4 その他特記事項

J-LIS 記入欄

更新	確認

サービス利用申込書（共同利用 約款用）に係る個人情報の取扱いについて

地方公共団体情報システム機構では、サービス利用申込書（共同利用 約款用）に係る個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項に基づき、個人情報を取り扱います。

1 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、全国町・字ファイルの提供サービスに係る連絡のみに利用し、その他の目的では利用いたしません。

2 個人情報の第三者提供

お預かりした個人情報は、ご本人が事前にご承諾・同意された場合又は法令等による場合を除いて、第三者に提供することはありません。

3 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ先

ご本人からの求めにより、当機構が保有する開示対象個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去）に応じます。

個人情報の開示等をご希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、開示等を行う場合は、ご本人であることが確認できる書類の写し（個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート等）の提供をお願いする場合があります。

4 個人情報の管理

お預かりした個人情報は、適切な管理を行うとともに、漏えい、滅失及びき損の危険に対して、適切かつ合理的な安全対策を講じるものとします。

5 本件に関する責任者

地方公共団体情報システム機構 情報処理部 部門リスク管理責任者

6 本件に対する問い合わせ先

情報処理部 電話番号:03-5214-8008／FAX 番号:03-5214-8057

E-Mail : machi@j-lis.go.jp

共同運用システム報告書

報告日： 年 月 日

团体名：

部署名：

担当者氏名：

「全国町・字ファイル」（共同利用）の新規提供を申し込むに当たり、共同で運用するシステム等に関して、次のとおり報告します。

1 共同で運用するシステムに関する事項

共同で運用するシステムの名称	
「全国町・字ファイル」の利用目的	
共同で運用するシステムの構成図 (共同で運用するシステムにおいて「全国町・字ファイル」をインストールする機器、利用する端末等が分かるように記載してください。なお、この欄に記載できない場合には、別紙で添付してください。)	
共同で運用するシステムの機器数	ホスト機： _____ 台 サーバ： _____ 台、クライアント： _____ 台

2 「全国町・字ファイル」を共同で利用する団体に関する事項

「全国町・字ファイル」 を共同で利用する団体 の名称及び数（注）		□ 左の全ての団体が貴機構の一般利用団体であることを確認しました。
	合計 _____ 団体	

注：共同で運用するシステムの運営主体（一部事務組合や代表団体等）が「全国町・字ファイル」を利用する場合には、当該運営主体についても記載すること。

地方公共団体コード					
J-LIS 記入欄					

サービス利用申込書（共同利用 約款切替用）

申込年月日： 年 月 日
団 体 名：

『「全国町・字ファイル」提供サービス利用約款』及び『サービス利用申込書（共同利用 約款切替用）に係る個人情報の取扱いについて』に同意した上で、下記のとおり「全国町・字ファイル」（共同利用）の提供について、約款での契約に切り替えます。

記

- 1 提供内容
別記1「仕様書」、別記2「共同利用型システム」及び別記3「契約金額の納品月別内訳」に記載のとおり。
- 2 納入先（連絡先）
所在地：〒 —
契約時の委託者情報：(団体名)
(役職名)
(契約者名)

部署名：
担当者氏名（ふりがな）：
TEL：
E-Mail：
(機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。)

3 その他特記事項

J-LIS 記入欄	
更新	確認

サービス利用申込書（共同利用 約款切替用）に係る個人情報の取扱いについて

地方公共団体情報システム機構では、サービス利用申込書（共同利用 約款切替用）に係る個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項に基づき、個人情報を取り扱います。

1 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「全国町・字ファイル」の提供サービスに係る連絡のみに利用し、その他の目的では利用いたしません。

2 個人情報の第三者提供

お預かりした個人情報は、ご本人が事前にご承諾・同意された場合又は法令等による場合を除いて、第三者に提供することはありません。

3 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ先

ご本人からの求めにより、当機構が保有する開示対象個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去）に応じます。

個人情報の開示等をご希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、開示等を行う場合は、ご本人であることが確認できる書類の写し（個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート等）の提供をお願いする場合があります。

4 個人情報の管理

お預かりした個人情報は、適切な管理を行うとともに、漏えい、滅失及びき損の危険に対して、適切かつ合理的な安全対策を講じるものとします。

5 本件に関する責任者

地方公共団体情報システム機構 情報処理部 部門リスク管理責任者

6 本件に対する問い合わせ先

情報処理部 電話番号:03-5214-8008／FAX 番号:03-5214-8057

E-Mail : machi@j-lis.go.jp

別記 1

仕 様 書

提供ファイル [] ()
提供漢字コード [] 提供方法 []

(備考:)

別記2

共同利用型システム

- 1

「全国町・字ファイル」適用システム名

[

]
- 2

共同利用団体名

[

]
- 3

非一般利用団体名（共同利用団体のうち非一般利用団体名）

[

]

別記3

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納品月		当初 マスター代	一般利用 団体保守料	非一般利用 団体保守料	処理費	小計	消費税及び 地方消費税 相当額	合計
4月分	○							
5月分	○							
6月分	○							
7月分	○							
8月分	○							
9月分	○							
10月分	○							
11月分	○							
12月分	○							
1月分	○							
2月分	○							
3月分	○							
合計								

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

提供仕様変更申込（単独利用）留意事項

令和 7 年 4 月 1 日 現在
地方公共団体情報システム機構

1 仕様変更申込期日について

『提供仕様変更申込書（単独利用 約款用）』（以下「変更申込書」といいます。）を仕様変更の開始を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日（注）の場合はその前営業日）までに当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。

注：「当機構の休日」は日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び特に当機構の理事長が指定する日です。

2 仕様変更について

仕様変更を希望する場合には、貴団体にて保管されている『利用通知書（単独利用 約款用）』（別記1仕様書）の写しに変更箇所が分かるよう、見え消しで変更の上、変更申込書と併せて提出してください。当機構にて変更申込書を受理しましたら、『変更通知書（単独利用 約款用）』（以下「変更通知書」といいます。）を送付しますので、内容をご確認ください。

変更通知書は当機構所定のものを使用させていただきますので、ご了承ください。

(1) 提供ファイル

提供ファイル（最新ファイル又は更新ファイル）の変更は、変更申込書が届いた翌月より変更通知書に基づき適用されます。料金は『「全国町・字ファイル」（単独利用）提供料金表』（以下「提供料金表」といいます。）のとおりです。

(2) 提供漢字コード

提供漢字コードの変更は、変更申込書が届いた翌月より変更通知書に基づき適用され、料金は変わりません。漢字コード追加の場合は提供料金表のとおりです。

(3) 納入先（連絡先）

納入先（連絡先）の変更は、変更申込書が届いた翌月より適用されます。

3 単独利用から共同利用への変更について

単独利用から共同利用に変更する場合は、単独利用契約の解約と、共同利用の新規契約になります。単独利用の『提供中止申込書』と共同利用の『サービス利用申込書（共同利用 約款用）』を、共同利用の提供を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日の場合はその前営業日）までに当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。この場合、初回提供月には改めて当初マスター代が発生します。

【送付先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター
情報処理部 企画管理担当
TEL：03-5214-8008
mail:machi@j-lis.go.jp

地方公共団体コード					
J-LIS 記入欄					

提供仕様変更申込書（単独利用 約款用）

申込年月日： 年 月 日

団 体 名：

下記のとおり「全国町・字ファイル」（単独利用）の仕様の変更を申し込みます。

記

1 仕様変更年月

年 月から変更

2 ファイルの仕様の変更

※「利用通知書（単独利用 約款用）」（別記1仕様書）の写しに変更箇所が分かるよう、見え消しで変更し、本紙と併せて提出してください。

	変 更 後	変 更 前
(1) 提供ファイル	○最新ファイル（注1） （○毎月 ○特定月（ 月のみ）） ○更新ファイル（注2）	○最新ファイル （○毎月 ○特定月（ 月のみ）） ○更新ファイル
(2) 提供漢字コード	○ホスト系 （○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM） ○サーバ系 （○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16） （○CSV 形式 ○TXT 形式）	○ホスト系 （○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM） ○サーバ系 （○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16） （○CSV 形式 ○TXT 形式）

注1:最新ファイルは、最新の全ての地名を収録したファイルです。

注2:更新ファイルは、前月から変更のあった地名のみを収録したファイルで、その性質上、毎月の提供になります。

3 納入先（連絡先）の変更

	変 更 後	変 更 前
所 在 地	〒 —	〒 —
部 署 名		
担 当 者 氏 名		
電 話 番 号		
E - M a i l		

4 納入先（連絡先）

所在地：〒 —

部署名：

担当者氏名（ふりがな）： TEL：

E-Mail：

（機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。）

5 その他特記事項

J-LIS 記入欄

更新	確認

提供仕様変更申込（共同利用）留意事項

令和 7 年 4 月 1 日 現在
地方公共団体情報システム機構

1 仕様変更申込期日について

『提供仕様変更申込書（共同利用_約款用）』（以下「変更申込書」といいます。）を仕様変更の開始を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日（注）の場合はその前営業日）までに当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。

注：「当機構の休日」は日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び特に当機構の理事長が指定する日です。

2 仕様変更について

仕様変更を希望する場合には、貴団体にて保管されている『利用通知書（共同利用 約款用）』（別記1仕様書）写しに変更箇所が分かるよう、見え消しで変更の上、変更申込書と併せて提出してください。当機構にて変更申込書を受理しましたら、『変更通知書（共同利用 約款用）』（以下「変更通知書」といいます。）を送付しますので、内容をご確認ください。

変更通知書は当機構所定のものを使用させていただきますので、ご了承ください。

(1) 提供ファイル

提供ファイル（最新ファイル又は更新ファイル）の変更は、変更申込書が届いた翌月より変更通知書に基づき適用されます。料金は『「全国町・字ファイル」（共同利用）提供料金表』（以下「提供料金表」といいます。）のとおりです。

(2) 提供漢字コード

提供漢字コードの変更は、変更申込書が届いた翌月より変更申込書に基づき適用され、料金は変わりません。漢字コード追加の場合は提供料金表のとおりです。

(3) 納入先（連絡先）

納入先（連絡先）の変更は、変更申込書が届いた翌月より適用されます。

3 共同で運用するシステムや共同で利用する団体の変更について

変更申込書と『共同運用システム変更報告書』が届いた翌月より適用されます。団体数の加減がある場合は提供料金表のとおりです。

4 共同利用から単独利用への変更について

共同利用から単独利用に変更する場合は、共同利用契約の解約と、単独利用の新規契約になります。共同利用の『提供中止申込書』と単独利用の『サービス利用申込書（単独利用 約款用）』を、単独利用の提供を希望する月の前月の末日（当日が当機構の休日の場合はその前営業日）までに、当機構に必着となるよう、電子メール又は郵送により提出してください。この場合、初回提供月には改めて当初マスター代が発生します。

【送付先】〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター
情報処理部 企画管理担当
TEL：03-5214-8008
mail:machi@j-lis.go.jp

提供仕様変更申込書（共同利用 約款用）

申込年月日： 年 月 日

団 体 名： _____

下記のとおり「全国町・字ファイル」（共同利用）の仕様の変更を申し込みます。

記

1 仕様変更年月
年 月から変更

2 ファイルの仕様の変更

※「利用通知書（共同利用 約款用）」（別記1 仕様書）の写しに変更箇所が分かるよう、見え消しで変更し、本紙と併せて提出してください。

	変 更 後	変 更 前
(1) 提供ファイル	○最新ファイル（注1） （○毎月 ○特定月（ 月のみ）） ○更新ファイル（注2）	○最新ファイル （○毎月 ○特定月（ 月のみ）） ○更新ファイル
(2) 提供漢字コード	○ホスト系 （○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM） ○サーバ系 （○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16） （○CSV 形式 ○TXT 形式）	○ホスト系 （○JIS ○JIPS(E) ○KEIS ○JEF ○IBM） ○サーバ系 （○S-JIS ○EUC ○UTF-8 ○UTF-16） （○CSV 形式 ○TXT 形式）

注1:最新ファイルは、最新の全ての地名を収録したファイルです。
2:更新ファイルは、前月から変更のあった地名のみを収録したファイルで、その性質上、毎月の提供になります。

3 共同で運用するシステムや共同で利用する団体の変更

	変 更 後	変 更 前
共同で運用するシステムの名称		
共同で利用する団体名		

※変更の詳細は、『共同運用システム変更報告書』に記載すること。

4 納入先（連絡先）の変更

	変 更 後	変 更 前
所 在 地	〒 —	〒 —
部 署 名		
担 当 者 氏 名		
電 話 番 号		
E - M a i l		

5 納入先（連絡先）

所在地：〒 —

部署名： _____

担当者氏名（ふりがな）： _____ TEL： _____

E-Mail： _____

（機構からのお知らせ及び事務連絡等に使用しますので部門の組織アドレスを必ずご記入下さい。）

6 その他特記事項

J-LIS 記入欄

更新	確認

共同運用システム変更報告書

報告日： 年 月 日

団体名：

部署名：

担当者氏名：

「全国町・字ファイル」（共同利用）の仕様変更を申し込むに当たり、変更後の共同で運用するシステム等に関して、次のとおり報告します。

1 変更後の共同で運用するシステムに関する事項

共同で運用するシステムの名称	
「全国町・字ファイル」の利用目的	
共同で運用するシステムの構成図 （共同で運用するシステムにおいて「全国町・字ファイル」をインストールする機器、利用する端末等が分かるように記載してください。なお、この欄に記載できない場合には、別紙で添付してください。）	
共同で運用するシステムの機器数	ホスト機： _____ 台 サーバ： _____ 台、クライアント： _____ 台

2 変更後の「全国町・字ファイル」を共同で利用する団体に関する事項

「全国町・字ファイル」を共同で利用する団体の名称及び数（注）		☐ 左の全ての団体が貴機構の一般利用団体であることを確認しました。
	合計 _____ 団体	

注：共同で運用するシステムの運営主体（一部事務組合や代表団体等）が「全国町・字ファイル」を利用する場合には、当該運営主体についても記載すること。

地方公共団体コード						
J - L I S 記 入 欄						

提供中止申込書

申込年月日： 年 月 日

団 体 名：

下記のとおり「全国町・字ファイル」の提供の中止を申し込みます。

記

1 提供中止年月
年 月末で中止

2 提供中止理由

3 連絡先

所在地：〒 —

部署名：

担当者氏名（ふりがな）：

T E L：

E-Mail：

4 その他特記事項

J-LIS記入欄

更新	確認

【重要】最後の提供月の前月の末日(当日が当機構の休日の場合はその前営業日)までに当機構に提出してください。

様式 4（単独）

（通知日） 年 月 日

（団体名）
（契約者名） 殿

利用通知書（単独利用 約款用）

地方公共団体情報システム機構
理事長 ○○ ○○

「全国町・字ファイル」提供サービスの利用の開始について、下記のとおり通知します。

記

団 体 名			
地方公共団体コード		J - L I S コ ー ド	
所 在 地			
利 用 開 始 日			
利 用 団 体 情 報	部 署 名		
	電 話 番 号		
	E - M a i l (インターネット)		
ロ グ イ ン I D			
初 期 パ ス ワ ー ド			

別記 1

仕 様 書

提供ファイル [] ()
提供漢字コード [] 提供方法 []

(備考:)

別記 2

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納 品 月		当初 マスター代	保 守 料	処 理 費	小 計	消費税及び 地方消費税 相当額	合 計
4 月分	○						
5 月分	○						
6 月分	○						
7 月分	○						
8 月分	○						
9 月分	○						
10 月分	○						
11 月分	○						
12 月分	○						
1 月分	○						
2 月分	○						
3 月分	○						
合 計							

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

様式4（共同）

（通知日） 年 月 日

（団体名）
（契約者名） 殿

利用通知書（共同利用 約款用）

地方公共団体情報システム機構
理事長 ○○ ○○

「全国町・字ファイル」提供サービスの利用の開始について、下記のとおり通知します。

記

団 体 名			
地方公共団体コード		J - L I S コ ー ド	
所 在 地			
利 用 開 始 日			
利 用 団 体 情 報	部 署 名		
	電 話 番 号		
	E - M a i l (インターネット)		

ロ グ イ ン I D	
初 期 パ ス ワ ー ド	

別記 1

仕 様 書

提供ファイル [] ()
提供漢字コード [] 提供方法 []

(備考:)

別記2

共同利用型システム

1 「全国町・字ファイル」適用システム名

[]

2 共同利用団体名

[]

3 非一般利用団体名（共同利用団体のうち非一般利用団体名）

[]

別記3

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納品月		当初 マスター代	一般利用 団体保守料	非一般利用 団体保守料	処理費	小計	消費税及び 地方消費税 相当額	合計
4月分	○							
5月分	○							
6月分	○							
7月分	○							
8月分	○							
9月分	○							
10月分	○							
11月分	○							
12月分	○							
1月分	○							
2月分	○							
3月分	○							
合計								

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

様式 5（単独）

（通知日） 年 月 日

（団体名）

（契約者名） 殿

変更通知書（単独利用 約款用）

地方公共団体情報システム機構
理事長 ○○ ○○

「全国町・字ファイル」提供サービスの仕様の変更について、下記のとおり通知します。

記

団 体 名			
地方公共団体コード		J - L I S コ ー ド	
所 在 地			
部 署 名			
仕 様 変 更 日			

別記 1

仕 様 書

提供ファイル [] ()
提供漢字コード [] 提供方法 []

(備考:)

別記2

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納品月		当初 マスター代	保守料	処理費	小計	消費税及び 地方消費税 相当額	合計
4月分	○						
5月分	○						
6月分	○						
7月分	○						
8月分	○						
9月分	○						
10月分	○						
11月分	○						
12月分	○						
1月分	○						
2月分	○						
3月分	○						
合計							

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

様式 5（共同）

（通知日） 年 月 日

（団体名）
（契約者名） 殿

変更通知書（共同利用 約款用）

地方公共団体情報システム機構
理事長 ○○ ○○

「全国町・字ファイル」提供サービスの仕様の変更について、下記のとおり通知します。

記

団 体 名			
地方公共団体コード		J - L I S コ ー ド	
所 在 地			
部 署 名			
仕 様 変 更 日			

別記 1

仕 様 書

提供ファイル	[		]	(		)		
提供漢字コード	[		]		提供方法	[		]

(備考:)

別記2

共同利用型システム

1 「全国町・字ファイル」適用システム名

[]

2 共同利用団体名

[]

3 非一般利用団体名（共同利用団体のうち非一般利用団体名）

[]

別記3

契約金額の納品月別内訳

(単位：円)

納品月		当初 マスター代	一般利用 団体保守料	非一般利用 団体保守料	処理費	小計	消費税及び 地方消費税 相当額	合計
4月分	○							
5月分	○							
6月分	○							
7月分	○							
8月分	○							
9月分	○							
10月分	○							
11月分	○							
12月分	○							
1月分	○							
2月分	○							
3月分	○							
合計								

※ 当初マスター代、保守料及び処理費の支払方法は、提供満了時一括払いのみとする

様式 6

(通知日) 年 月 日

(団体名)
(契約者名) 殿

提供中止通知書（約款用）

地方公共団体情報システム機構
理事長 ○○ ○○

「全国町・字ファイル」提供サービスの利用の中止について、下記のとおり通知します。

記

団 体 名			
地方公共団体コード		J - L I S コ ー ド	
所 在 地			
部 署 名			
利 用 中 止 日			

地方公共団体コード						
J-LIS 記入欄						

提供団体情報変更届

申込年月日： 年 月 日

団 体 名：

下記のとおり「全国町・字ファイル」提供団体情報の変更を届け出ます。

記

	(変更後)	(現行)
所 在 地	〒 ー	〒 ー
部 署 名		
担 当 者 氏 名		
電 話 番 号		
E - M a i l (インターネット)		

※（現行）欄に、現在登録している団体情報をすべて記入し、（変更後）欄には、変更箇所のみご記入ください。

J-LIS 記入欄

更新	確認